

広島県告示第九百三三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成十九年九月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

薬局又は指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	指 定 年 月 日
ファーマシイ もん薬局	福山市大門町三丁目一九―一六	精神通院医療	平成一九年九月 一日
せとうち薬局	尾道市因島土生町一八四七―二	精神通院医療	平成一九年九月 一日
すばる薬局	尾道市栗原町九六五〇―一〇	精神通院医療	平成一九年九月 一日
花みずき薬局	尾道市向島町五四五四―二	精神通院医療	平成一九年九月 一日